

船舶事故等調査報告書

平成26年6月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第43号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年3月16日（土） 07時30分ごろ
発生場所	高知県宿毛市水島北方沖 宿毛市所在の鵜来島灯台から真方位197°5,100m付近 （概位 北緯32°45.6′ 東経132°28.9′）
事故等調査の経過	平成25年4月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 オッターテイル、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	294-21294大分、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	舵、プロペラ軸及びプロペラが曲損、舵頭材付近の船底外板に亀裂
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、釣り場を変えるため、宿毛市水島付近を約4ノットの対地速力で北北東進中、平成25年3月16日07時30分ごろ、衝撃を感じ、暗岩に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約80cm、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約165cm（宿毛湾）
その他の事項	本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.2mであった。 船長は、水島付近を余り航行したことがなく、乗り揚げの危険性を感じていたため、GPSプロッター魚探で測深しながら、ゆっくりと航行し、本事故直前の水深が約40mであることを確認していた。 船長は、北北東進中、逆光で船首方がやや見えにくかった。 海図W1220（足摺岬至宮崎港）によれば、本事故発生場所付近は、危険界線で囲まれている。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、水島付近を航行中、船長が水島付近の水路状況を知らなかったことから、水島北方沖の暗岩に向けて航行することとなり、同暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、水島付近を航行中、船長が水島付近の水路状況

	を知らなかったため、水島北方沖の暗岩に向けて航行することとなり、同暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 不慣れな場所を航行する場合は、事前に水路調査を行うこと。